

一般社団法人 日本精神保健看護学会誌 査読ガイドライン

1. 査読 (peer review)

本学会において査読とは、精神保健看護学の学術的発展および看護実践の発展的進化のために、その志を同じくする研究者同士が、相互の研鑽を目的として、お互いの研究を吟味評価しあうこととします。

2. 査読の基本方針

- 本誌は、精神保健看護学の学術的発展および看護実践の発展的進化に資する学術活動の発表の場として位置付けられます。査読はこの立場から、論文の種類に鑑み、新規性、創造性、重要性、有用性の観点で論文の意義を評価します。
- 精神保健看護学および看護学研究者の発展を支援する立場から、査読は批判的であるよりも建設的であることを旨とします。課題を指摘する場合には代替案を示し、論文が改善され、投稿者がより成長できるよう支援します。
- 研究方法の使い方や論文の書き方が未熟であっても、看護学としての意義が高く評価できる場合には、なるべく採用の方針で査読を行い、看護学としての意義がなるべく正当に理解・吟味できる論文となるように支援します。
- 看護学の学問領域には、多様な研究パラダイムや研究方法を用いるという特徴があります。査読はあくまでも相互研鑽の機会であることを踏まえ、査読にあたっては、投稿者の立場を尊重し、建設的・発展的にコメントします。
- 査読は客観性、公平性を旨とし、論文の内容が、自身の意見と一致しない、自身の研究と競合する、あるいは相反するなどの理由によって、意見が左右されないように注意します。

3. 査読委員の役割

本学会では、原則として専任の査読委員が投稿論文の査読を行います。査読委員は、論文の内容と構成を吟味し、査読基準（下記7.）に則り評価します。査読委員は、投稿論文および投稿者の更なる発展に資することを目的としてこれを行い、査読結果は編集委員に提出します。ただし、査読委員の役割は編集委員への意見を述べるまでであり、掲載可否の最終決定は編集委員会（編集委員および編集委員長）が行います。

4. 編集委員会の役割

編集委員は、論文の内容と構成を吟味し、査読意見をもとに、本誌への掲載可能性について査読基準（下記7.）に則り評価します。編集委員は、投稿論文およびその投稿者、さらに査読委員の学術上の発展に資することを目的としてこれを行います。編集委員は査読意見を投稿者にとってわかりやすい形で調整し、調整意見として投稿者に回答（(B) 投稿者修正

後掲載可（再査読不要）、（C）投稿者修正後再査読要 の場合）あるいは編集委員長に提出（（A）このままで掲載可、（D）掲載不可 の場合）します。

5. 編集委員長の役割

編集委員長は、論文の内容と構成を吟味し、査読意見および調整意見をもとに、本誌への掲載可否について最終決定します。編集委員長は、投稿者、査読委員、編集委員および本学会の学術上の発展に資することを目的として、これを行います。編集委員が（A）このままで掲載可、あるいは（D）掲載不可の判断をした際に、編集委員長は査読意見及び調整意見を受け、編集委員の評価を確認します。（D）掲載不可の場合は、投稿者がその理由を正確に把握できるように、査読意見・調整意見の内容を確認し、必要に応じて加筆修正を行って投稿者に回答します。

6. 査読の流れ

- ① 編集委員長は、投稿された論文に関し、適切と判断する編集委員に担当を依頼します。
- ② 担当編集委員は、専任査読委員の中から適切と判断する査読委員 2 名に査読を依頼します。
- ③ 査読依頼を受けた査読委員は、1 週間以内に諾否の応答をします。査読の諾否は、以下のような条件を勘案して検討します。①内容からみて適切な査読が可能か、②委員が当該論文に直接関係していないか、③研究トピックが自身の研究と競合していないか、④原則として 4 週間以内に査読が可能か、ただし④に関し、査読委員は編集委員の求めに応じ最低年に 2 編は査読を担当することを役割としていることに、留意します。
- ④ 査読委員は査読を原則として 4 週間以内に終了し、査読意見を担当編集委員に提出します。突発的な事故などで、いったん引き受けた査読を期限内に終了できない事由が発生した場合には、速やかに編集事務局に知らせます。
- ⑤ 査読意見を受け取った担当編集委員は、原則として 2 週間以内に調整を終了し、調整意見を提出します。
- ⑥ 担当編集委員が採用または不採用と判定した論文は、編集委員長が内容を把握し、原則として 2 週間以内に掲載可否を最終決定します。

7. 査読基準

査読は投稿者が希望する論文の種別に応じて行い、優れた点と課題の両方を指摘します。

【総説】文献レビューや多角的な知見の収集により、精神保健看護学に関わる特定のテーマについて学問的状况を総合的に概説、考察したもの

【原著論文】精神保健看護学の知識として意義が明らかであり、オリジナルなデータもしくは分析に基づいて、知見と実践への示唆が論理的に示されているもの

【資料】精神保健看護学に関わる調査等を通じて得られた見解などで、発表する価値があると編集委員会が認めたもの

精神保健看護学に関連した内容か

表題（日本語・英語）は内容を適切に表しているか

キーワード（日本語・英語）は適切であるか

概念・用語の用い方は適切か

論文の展開は論理的で明瞭か

文章表現はわかりやすく適切か

図・表の表現方法や内容は適切か

引用文献は適切に選ばれているか

対象への倫理的配慮がなされているか

目的、方法、結果、考察、結論が記述されているか

目的－結果－考察の一貫性が確保されているか

研究の方法は目的と整合し妥当であるか

研究の意義を有するか

投稿規定に従っているか

8. 多重投稿の禁止

本誌では、投稿論文が学術雑誌に投稿中または既に採択された論文と内容が同一の論文は、受け付けません。査読の過程でその可能性に気づいた場合は、編集委員会に速やかに連絡してください。この場合の対応策は、編集委員長を含め協議します。

9. 査読の方法

- ① 査読方針を踏まえて、オンライン投稿・査読システムにより、査読を進めて下さい。
- ② 査読基準の各項目に関しご検討ください。その上で、(A) このままで掲載可、(B) 投稿者修正後掲載可（再査読不要）、(C) 投稿者修正後再査読要、(D) 掲載不可の判定をしてください。ただし、掲載可否の最終決定は編集委員会（編集委員および編集委員長）が行います。
- ③ 査読意見は投稿規程、査読ガイドラインを踏まえて行い、著者へのコメントに記入をしてください。投稿者が論文を改善する上で役立つ具体的な提案をお書きください。掲載可否の最終決定は編集委員会が行いますので、査読意見の中では可否について言及しないようご注意ください。
- ④ 原著で投稿された論文は基本的には原著で掲載できるようご支援をお願いいたします。もし、やむをえない場合は、原著から資料へ論文種別の変更が可能です。変更が必要と考えられた場合には、編集委員へのコメント欄にその旨記載してください。最終的な判

断は編集委員が行います。

- ⑤ 原則として、第1回の査読で問題点を全て指摘し、2回目以降は新たな問題点の指摘は行わないようにしてください。
- ⑥ 査読結果が「(C) 投稿者修正後再査読要」の場合には、修正後、当該査読委員に再査読を行っていただきます。査読結果が「(D) 掲載不可」の場合でも、編集委員が「(C) 投稿者修正後再査読要」の判断をした場合には、再査読を行っていただく場合があります。その場合は編集委員からご連絡させていただきます。
- ⑦ 査読の回数は原則2回までですが、場合によっては3回以上となる場合もあります。査読が継続されるのは、研究の意義が高い論文であり、かつ継続議論により掲載可となる可能性が高い場合です。修正に時間がかかると判断される場合は、ひとたび「(D) 掲載不可」とし、改めての投稿を推奨するようにします。
- ⑧ 内容から投稿者が推定できる場合にも、投稿者やその指導者への連絡は行わないでください。必要な場合には編集委員会に連絡してください。
- ⑨ 論文の内容（データやアイデア、題名も含む）については、原稿に含まれる情報の所有権を尊重し外部に漏らさないで下さい。また、査読したことや審査の結果についても同様です。